

幸田町議会基本条例（逐条解説）

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会の責務と活動原則（第2条～第4条）

第3章 議員の責務と活動原則（第5条～第7条）

第4章 町民と議会との関係（第8条・第9条）

第5章 町長等と議会との関係（第10条～第13条）

第6章 議会の機能強化（第14条）

第7章 議員の政治倫理（第15条）

第8章 災害の対応（第16条）

第9章 最高規範と見直し手続（第17条・第18条）

附則

解 説

本条例は、前文、第1章から第9章までと附則で構成されています。

まず、第1章で目的を定めています。第2章と第3章で町民の代表である議会と議員の責務や活動原則を定め、第4章で議会の説明責任、町民の議会参画など、町民と議会の関係を定めています。

その議会の責務や活動を最大限に発揮し、議決機関としての役割を適切に果たしていくため必要な事項を第5章から第9章で定めています。

前文

幸田町議会は、町民が安心して豊かに暮らせるまちづくりを進めるため、議会が担う行政を監視する機能や町の意思を決定する機能を十分に発揮するとともに、議会改革及び政策立案機能の充実に積極的に取り組むものである。

幸田町議会は、公正性と倫理性を確保し、透明性を高めることにより、町民に開かれた議会と町民参加を推進する議会を目指し、継続的な改革を進めていく。

幸田町議会は、二元代表制の下、町長その他の執行機関との緊張関係を保ちながら、議員の責務や活動原則を定め、町民との関係や町長その他の執行機関との関係を明確にするとともに、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、幸田町議会基本条

例を制定する。

解 説

前文は、この条例を策定するにあたっての幸田町議会の決意表明であり、幸田町議会のあるべき姿や進むべき方向について記しています。

前段では議会の理念を示しており、議会は、町民が安心して豊かに暮らせるように、町の二元代表制の一方の機関として、町長その他の執行機関との緊張関係を保ちながら、執行機関が行う町政運営や財政運営を監視する機能を十分に発揮し、政策立案機能の充実などに積極的に取り組んでいこうとする基本姿勢を示しています。議会は、町的意思を決定する機能を十分に発揮するため、絶えず積極的に改革を行いながら、議員間の自由な討議を導入することにより、議論をより活性化させ、政策立案機能の充実を図っていきます。

中段では、議会のあるべき姿について規定をしています。議員は、ある特定の人や団体、一地域の代表という面も持ちあわせていますが、町民全体の代表であることを自覚し、公正性、倫理性、透明性を確保しながら、町民にわかりやすい議会運営や議会活動を行うことにより、町民参加を推進する議会づくりを目指します。

後段では、議会基本条例の制定理由を述べています。議会及び議員の責務や活動原則などを定め、町民との関係や町長その他の執行機関との関係を明らかにするため、町民と議会との約束ごとである幸田町議会基本条例を制定

し、町民の信託に全力で応えていくことを決意表明しています。

※二元代表制

町議会議員と町長の両方を町民が直接選挙で選ぶ制度のことを言います。

町民の皆さんのもとに町民サービスが届くまでには、まず、町長がサービスを行うための予算や条例などを提案し、議会の審議・議決を受ける必要があります。そして、初めて、町長が町民サービスを行えるようになります。

その中で、二元代表制において、ともに町民の代表である町議会議員と町長が、お互いに対等の立場に立ち、議論を重ねながら、町の発展のために取り組んでいます。

なお、このように町民サービスを提案・実施する町長のことを「執行機関」、町長からの提案を審議・議決する議会のことを「議決機関・議事機関」と言います。

ちなみに、二元代表制は地方自治体の特徴であります。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会と議員の責務や活動原則などを定めることにより、地方自治の本旨に基づき、議会が町民の信託に的確に応え、町民福祉の増進と幸田町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

解 説

この条例の目的は、町民の福祉を増進させ、町勢を伸展させることにより、豊かなまちづくりを実現することです。

そのために、議会と議員の責務や活動原則などをこの条例で明確に定め、議会が町民の信託に的確に答えようとするものです。

この条例では、用語の使い方として、幸田町に居住するすべての人を「町民」と定義しています。

※地方自治の本旨

憲法92条において、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」と規定されています。ここでいう法律のうち最も基本的なものが、地方自治法であります。

第2章 議会の責務と活動原則

(議会の責務)

第2条 議会は、町民の信託に基づく町民の代表機関としての役割を認識し、町の重要な政策決定を行うとともに、町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）の事務の執行の監視及び評価を行わなければならない。

解 説

幸田町議会の責務や役割を明記しました。これらを最大限に発揮して、町民の代表機関として重要な政策決定をすることや、二元代表制のもう一方の機関として町長その他の執行機関の適切な監視及び評価をすることを規定しています。

※その他の執行機関とは

消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者の権限を行う町長

(議会の活動原則)

第3条 議会は、議案に関する論点を明らかにし、町民に分かりやすい開かれた活動をするものとする。

2 議会は、町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映するための活動に努めるものとする。

解 説

議会の活動は、町民のための活動でなければならないことから、幸田町議会は、議会の活動原則に、町民に分かりやすい開かれた議会活動を行うことを宣言しました。そのために、論点を明らかにすることを定めています。

第2項では、議会は、町民の信託に基づく町民の代表機関であることから、町民の意見を町政に反映するためにさまざまな活動に努めなければならないことを定めています。

なお、この条例で規定している「議会の活動」とは、本会議や委員会などの内部での活動のみではなく、もっと広い範囲の意味の活動を指しています。

(議会の運営の原則)

第4条 議会は、言論の府であることや合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を積極的に推進するものとする。

2 議会は、議案の審議又は政策の立案及び提言をするに当たっては、財政の健全化

に留意しなければならない。

3 議会は、機能の強化と円滑で効率的な議会運営のため、絶えずその改革に努めるものとする。

解 説

議会は、言論の府であり、合議制の機関です。議会が、町民の信託に基づく代表機関としての使命を全うするためには、多様な意見の代表者である議員が、相互に自由な立場で討議することによって争点を明らかにし、意見の相違や共通点を確認し、よりよい結論に至る過程を公開された場で行うことはとても重要なことです。そのためには、議会は、議員間での自由な討議を行う場を設けなければなりません。

そこで、第1項では、議員間における自由な討議を積極的に取り入れることを規定し、議員の政策立案や政策提言に関する能力の向上を図り、町民のための議論をより活性化させようとするものです。

第2項では、政策の立案と提言をするにあたっては、特に財政の健全化に留意することを規定しています。例えば執行部からの政策提案に対し、「その政策案にこれだけの予算が必要なら、町民要求の高いこちらの事業を優先すべきではないか」などの提言をすることが議会の務めとなります。事業などの取捨選択を議会が判断していく重要な視点として財政の健全化に留意すべきと明記しています。

第3項では、現状の議会運営に満足することなく、町民の意見や社会情勢の変化などを勘案し、常に円滑で能率的な議会運営のための改革に努める

ことを規定しています。

第3章 議員の責務と活動原則

(議員の責務)

第5条 議員は、町民の信託を受けた町民の代表であることを自覚し、町民の意向を的確に把握するとともに、議会の構成員としての役割及び責任を誠実に果たさなければならない。

解 説

議会は、議会活動を通じて町民の声を町政に反映させる役割を担っていることから、常に町民の声に耳を傾け、意向を的確に把握し、公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の増進を目指すことなどを義務付けています。

(議員の活動原則)

第6条 議員は、常に自己研さんに励み、調査や研究活動を通じ、議員の資質の向上に努めるものとする。

- 2 議員は、その活動について、町民に対し積極的に説明責任を果たすものとする。
- 3 議員は、議員間での自由な討議を積極的に行うものとする。
- 4 議員は、議会の構成員として、一部の団体や地域の課題の解決にとどまらず、町民福祉の増進を目指して活動するものとする。

解 説

議員は、議会の構成員として、議案の審議や表決に加わり、議会の意思を決定しています。そのために必要な権限は地方自治法に定められていますが、それだけでは議員としての活動の本質を理解することは困難です。地方分権の進展に伴い、住民自治の充実という観点から多様な民意の調整を担う議会

の役割はますます増大しています。これに対応し、議員に求められる活動の領域も、町政の課題について調査し、議案の審査や政策立案に反映させるための活動、政策立案に向けた町民意思の把握のための活動など、その範囲が拡大しています。このようなことから、第1項、第2項では、常に自己研さんに励み、資質向上に努め、町民に対し積極的に説明責任を果たすことを宣言しています。

第3項では、議員間での自由な討議を積極的に行うことを規定しています。議員間での自由な討議については、第4条の解説で説明しており、同条第1項に、議会はこれを「積極的に推進するものとする」と規定しています。同条の解説の中で、議会は議員間での自由な討議を行う場を重んじなければいけないと考えています。

第4項では、町民全体の福祉の増進を目指すことを規定しています。多くの議員が、さまざまな地域や団体の代表として選出され、選挙によって議員となっています。しかし、それと同時に、議員は町民全体の代表でもあります。議員は、出身母体でもある地域の声や団体の要望などを町政に反映させようとするときは、そこだけの利益にとどまらず、常に全町的な視点で考えなければならないことを規定しています。

(会派)

第7条 議員は、政策を中心とした理念を共有する議員で会派を結成することができる。

2 会派は、政策の立案及び提言などに関して、必要に応じて会派間で調整を行い、

合意形成に努めるものとする。

解 説

会派とは、政策などについて同じ理念を持つ議員で構成する集団のことで、第1項は、議員が会派を結成することができる根拠規定となっています。

第2項では、会派の役割を規定しています。会派は、議員が政策の立案能力を高めて、政策の立案と提言を行っていく中で、会派内での意見を取りまとめます。そして、合議制の機関である議会としての合意形成を図るために、会派間の調整を行います。

なお、町長から提案される議案については、一般的には会派間で調整を行うことはありません。しかし、議案によっては会派間で調整をする場合があります。

第4章 町民と議会との関係

(議会の説明責任)

第8条 議会は、町民に対し議会の情報を積極的に伝え、説明責任を果たすものとする。

解 説

議会は、町民の代表機関であることから、町民に対し説明責任を果たさなければなりません。具体的には、議会広報誌の発行、ホームページへの掲載、本会議の映像の動画配信サイト YouTube 配信、本会議・委員会の公開などによって、議会の情報を積極的に伝えます。

(町民の議会への参画)

第9条 議会は、町民や各種団体（以下「町民等」という。）の多様な意見を把握し、町政に反映させるため、町民等との意見交換の場を設けるよう努めるものとする。

解 説

町民が議会活動へ参画する方法として、委員会における公聴会の開催、参考人制度、請願または陳情などが法令で保障されていますが、本条ではより多くの町民が参画できる手段を定めました。

町民等の意向を議会活動に反映するため、町民等との意見交換の場を設けることを約束するものです。議員が町民等のいろいろな意見を聞くことにより、議会として町民等の意向を把握したいと考えています。

第5章 町長等と議会との関係

(町長等との関係の基本原則)

第10条 議会は、町長等と常に緊張感ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、町政の発展に取り組むものとする。

解 説

議会は、町長とともに町民の直接選挙によって選ばれる代表機関です。公正な町政運営の確保という観点から、町長等との事務の執行を監視・評価し、緊張感をもって、執行機関を牽制する役割を担っていることの重要性を明らかにしました。

また、議会が自ら政策の立案と提言を行い、町政の発展に取り組むとして
います。

(町長等による政策等の形成過程の説明)

第11条 議会は、町長等が提案する政策、計画、施策又は事業（以下「政策等」という。）について、議会における論点を明確にし、議会審議の水準を高めるため、町長等に対して次に掲げる事項の説明を求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする背景と提案に至るまでの経緯
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較
- (3) 町の総合計画との整合性
- (4) 関係する法令、条例等
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたるコスト計算
- (7) 町民参加の有無とその内容

解 説

議会は、町長等から提案される政策について、おもに町長等への議案質疑を中心として審議をします。こうした政策等について、政策等の公正性と透明性の確保、議案審議での論点の明確化を図ることによって、審議の水準を高めるため、町長等に対して、7項目の資料の提出を求めることができることを決めました。

この条に定める政策等とは、町の重要な政策等に該当する事案という意味で、幸田町パブリックコメント手続要綱第3条に規定する対象事案のことを意図しています。

(町長等への質問)

第12条 議員は、一般質問、議案質疑及び委員会における質問については、広く町

政上の論点及び争点を明確にするため、原則として一問一答方式で行うものとする。

解 説

一問一答方式とは、議員が質問し、これに町長等が答弁し、次いで質問、答弁という形式で同一質問者と答弁者の間で、問答を続けることをいいます。

この方式は、質問と答弁の正確度が高められ、論点及び争点が明確になり、町民にとってわかりやすい議論が展開されます。幸田町議会では、会議時間が長引く欠点を補うため、質問・答弁時間を設定することで、議会と町長等との間に緊張感ある関係を保っています。

(確認の機会の付与)

第13条 町長等は、議員の一般質問に対して、議長の許可を得て、質問の論点及び争点を明確にするため、質問の趣旨を確認することができる。

解 説

議場での一般質問は、これまで議員が質問し、町長や出席理事者が答弁しています。しかし、この条例の施行後は、議長から本会議への出席を要請された者は、質問者に対し、質問の論点及び争点を明確にするため、一般質問の趣旨を議員に確認することができるようになります。

議員は、確認を受けた場合、自分が政策を提案するうえで調べた資料をもとに、町長や出席理事者の質問に答えなければなりません。これによって、論点と争点がより明らかになり、議論の活性化につながり、さらには、議員に緊張感が増し、より高い水準の政策を提案するようになると考えています。

町長等の確認は、議員の答弁を含め、質問時間には含まれません。

確認する場合には、議長の許可を必要とします。議長が許可をした場合でも、町長等の確認の内容が適切でない場合には、議長はその発言を制止する権限があります。

第6章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

第14条 議会は、町の意思の決定機関として機能強化を図るため、必要と認められるものを議決事項として追加することができる。

解 説

地方自治法第96条第1項には、条例の制定改廃、予算、決算など、議会が議決・認定をしなければならないことが限定的に列挙されています。また、同法第96条第2項には、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができるとあります。この根拠法に基づいて、この条では、町の意思の決定機関としての機能強化を図るため、議決事項を追加できることを確認しました。

※幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例では、予定価格 5,000 万円以上の工事又は製造の請負、予定価格 700 万円以上の財産の取得が議会の議決が必要となっていますが、その他にも必要な案件を議決事項として追加できることを規定しています。

第7章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第15条 議員は、町民の信託に應えるため、町民全体の奉仕者及び代表者として政治倫理の確立及び向上に努め、良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

解 説

議員の政治倫理を規定しています。議員には、町民全体の代表者として町民の信託に應えるため、良心と責任感を持ち、議員の品位を保持することや識見を養うことが要求されています。

第8章 災害の対応

(災害時の機能維持)

第16条 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

解 説

災害時の機能維持を規定しています。大規模災害等が発生した場合、町長は災害対策本部を設置し対応に当たりますが、議会も一丸となって対応していく必要があります。議会は、町長と連携するとともに、議会の役割を踏まえ、議会が策定した議会業務継続計画（議会BCP）に基づき、必要な対応を図ることができるよう努めます。

第9章 最高規範と見直し手続

(最高規範性)

第17条 この条例は、議会における最高規範であり、議会は、議会に関する他の条例等を制定し、改正し、又は廃止する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

解 説

この条例が、幸田町議会に関する他の条例等の中で最高規範であることを規定し、議会に関する他の条例の制定、改廃にあたっては、この条例との整合を図ることを定めるものです。なお、形式的には、他の条例等との間に、法的に効力の優劣があるものではありませんが、制定目的やその内容から、最高規範性を有しているものと考えています。

(見直し手続)

第18条 議会は、毎年度この条例の目的が達成されているかどうかを、検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、見直しが必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

解 説

本条例の目的である「町民が安心して豊かに暮らせるまちづくり」の実現に向け、目的が達成されているかどうか、この条例の内容について毎年度、検証をしなければならないことを明記しました。また、町民の意見や社会経済情勢の変化などを勘案し、この条例の内容について検討を加え、必要に応じて改正を行うことを定めています。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

解 説

この条例の施行日を、令和5年4月1日と定めたものです。